

◎新潟県病院局告示第3号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第9条の3の規定により、指定公金事務取扱者を指定し、また財務規程第44条の2の規定により、指定公金事務取扱者に公金の収納に関する事務を次のとおり委託したので告示する。

令和8年7月3日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

1 指定公金事務取扱者に委託した公金事務

(1) 新潟県立がんセンター新潟病院における外来駐車場の利用料金収納事務

(2) 新潟県立妙高病院、新潟県立中央病院、新潟県立十日町病院、新潟県立加茂病院、新潟県立吉田病院、新潟県立がんセンター新潟病院、新潟県立新発田病院、新潟県立坂町病院及び旧新潟県立リウマチセンターにおける診療費等の収納事務

2 指定公金事務取扱者の住所及び名称

(1) 新潟市中央区下所島2丁目8番14号

株式会社YARUSHIKA

(2) ア 東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブーンイレブン・ジャパン

イ 東京都品川区大崎一丁目11番2号

株式会社ローソン

ウ 東京都港区芝浦三丁目1番21号

株式会社ファミリーマート

エ 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号

山崎製パン株式会社

オ 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

ミニストップ株式会社

カ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

株式会社ポプラ

キ 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地

株式会社セイコーマート

ク 東京都港区港南一丁目8番27号

株式会社しんきん情報サービス

ケ 東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号

地銀ネットワークサービス株式会社

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで